

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3220号)

令和7年6月2日

横情審答申第3220号

令和7年6月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年10月13日総総第544号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和元年度 現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等  
について（通知）総人第851号令和元年12月6日付に基づき総務局人事担当課  
が主管する下記の文書の全て ・嘱託員が提出した横浜市履歴書（会計年度  
任用職員用） ・嘱託員が提出した資格免許等 様式1 添付資料 対象者 特  
定職員1 特定職員2 特定職員3 特定職員4 特定職員5」ほか3件の  
不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す文書 1 から文書 4 までを不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 8 月 9 日付で行った、別表に示す文書 1 から文書 4 まで（以下「本件審査請求文書」という。）の各不開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書を保有していないため、条例第 10 条第 2 項により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 別表の文書 1 について、非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用の手続においては、会計年度任用職員申込書（移行用）（様式 1）を徴した上で、会計年度任用職員任用推薦書（様式 2）を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、横浜市履歴書（会計年度任用職員用）や資格免許等を徴することとはされていない。よって、文書 1 については対象者から取得しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 別表の文書 2 から文書 4 までについて、横浜市会計年度任用職員の公募によらない再度任用の手続においては、会計年度任用職員申込書（再度任用）（別紙第 2 号様式）を徴した上で、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（別紙第 5 号様式）を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、資格免許等を徴することとはされていない。よって、文書 2 から文書 4 までについては対象者から取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次

のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 開示対象者の一人である特定職員にあっては、横浜市履歴書を提出、徴収している事実がある。
- (3) 他部署にあっては、移行時期及び再度任用時において、横浜市履歴書及び資格免許の写しを収受している事実がある。
- (4) 履歴書は、対象者の本業は現役の弁護士であり、所属事務所の変更等による市への兼業先の変更届、地方公共団体の外部委員として就任することが多々あり、履歴書の確認は重要である。
- (5) 資格免許等は、弁護士を証する資格免許は存在していない。それを証明するのは日本弁護士連合会が発行する身分証明書が相当する。履歴書及び資格免許等の確認が本人確認書類の一つとして、その写しを徴収していないとは、到底考えられない。

## 5 審査会の判断

- (1) 会計年度任用職員の任用手続等について

### ア 非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用に係る事務について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い令和2年度から会計年度任用職員制度が新設され、令和元年度末まで雇用していた非常勤嘱託員について、引き続き同じ職務がある場合は、会計年度任用職員としての任用希望の確認をし、能力実証の上で任用手続を行うこととなった。

具体的には、令和元年12月6日総人第851号「現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等について（通知）」に記載のとおり、会計年度任用職員申込書（移行用）（様式1）を嘱託員本人から徴し、所管課が内容を確認した上で面談により会計年度任用職員任用推薦書（様式2）を作成し、受領した申込書と併せて人事担当課に提出する。

人事担当課は、提出された会計年度任用職員申込書（移行用）（様式1）及び会計年度任用職員任用推薦書（様式2）を確認し、能力実証の結果、会計年度任用職員としての任用に問題がないと判断される場合は、任用決定を行う。

### イ 会計年度任用職員の公募によらない再度任用に係る事務について

本市では、会計年度任用職員の公募によらない再度任用を行うにあたり必要な事項について、横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和元年11

月達第5号。以下「規程」という。)第3条第4項第1号で規定し、令和5年2月9日総人第1503号「横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程の運用について(通知)」(以下「規程の運用に係る通知」という。)においてその取扱いを定めている。

規程第3条第4項第1号では「前年度に設置されていた職と同一の職務内容の職が設置され、・・・前年度の当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と局長が認める場合」に公募によらずに選考を行うことができると規定されている。選考の際は、規程の運用に係る通知において「公募によらない再度任用を行う場合は、会計年度任用職員申込書(再度任用)(別紙第2号様式)を徴する。」こと、「公募によらない再度任用の能力の実証については、原則として前年度の当該職における人事考課結果を活用する。」こと、「人事考課結果を用いることができない場合には、所属長等による面談により能力実証を行う。」こと、「面談を実施する際には、会計年度任用職員再度任用推薦書(面談)(別紙第5号様式)を用い、各判定項目について問題がないと認められ、総合判定が「○」となった場合に、一次推薦者及び二次推薦者から所属人事担当課を通じ、局長に推薦を行う。」こと等を定めており、局長は、その推薦に基づき、再度の任用について決定する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和元年度に非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用において、特定職員が提出した横浜市履歴書(会計年度任用職員用)及び資格免許等並びに令和2年度から令和4年度までに会計年度任用職員の再度任用に係る特定職員が提出した資格免許等と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 令和元年度に非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用における特定職員から提出された横浜市履歴書(会計年度任用職員用)及び資格免許等については、非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用の手続においては、会計年度任用職員申込書(移行用)(様式1)を徴した上で、会計年度任用職員任用推薦書(様式2)を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、横浜市履歴書(会計年度任用職員用)を徴することとはされていないため、取得しておらず、保有していない。

審査請求人が別の行政文書として引用する横浜市履歴書（会計年度任用職員）は、特定職員が会計年度任用職員（令和３年４月１日からの審理員業務）の公募による募集に係る申込書類として実施機関に提出したものであるが、開示請求書においては、「再度任用にかかる下記の文書」との記載があり、再度任用の手続には、横浜市履歴書（会計年度任用職員）は不要であり、再度任用に係る文書としての横浜市履歴書（会計年度任用職員）は保有していない。

また、資格免許等に関し、履歴書に記載された情報と、日本弁護士連合会の弁護士検索結果で得られる情報を突合することで弁護士資格を有することが確認できるため、対象者とされた特定職員の弁護士徽章の写真や画像、司法修習終了の証書及び弁護士検索の該当ウェブページの写し等の資料提出は求めておらず、存在しない。

なお、令和元年度の非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用において、特定職員から提出された会計年度任用職員申込書及び会計年度任用職員任用推薦書（面談）については、既に一部開示決定等が行われている。

- (イ) 令和２年度から令和４年度までに会計年度任用職員の再度任用に係る特定職員から提出された資格免許等については、横浜市会計年度任用職員の公募によらない再度任用の手続においては、会計年度任用職員申込書（再度任用）（別紙第２号様式）を徴した上で、会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）（別紙第５号様式）を用いて推薦者から局長に推薦が行われており、資格免許等を徴することとはされていないため、取得しておらず、保有していない。

また、資格免許等に関し、上記(ア)と同じ理由から、対象者とされた特定職員の弁護士徽章の写真や画像、司法修習終了の証書及び弁護士検索の該当ウェブページの写し等の資料提出は求めておらず、存在しない。

なお、令和２年度から令和４年度までに会計年度任用職員の再度任用に係る特定職員から提出された会計年度任用職員申込書及び会計年度任用職員再度任用推薦書（面談）については、既に一部開示決定等が行われている。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

別表 本件審査請求文書

| 本件審査請求文書 |                                                                                                                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文書 1     | 令和元年度<br>現行非常勤嘱託員の会計年度任用職員としての任用手続等について（通知）総人第851号令和元年12月6日付に基づき総務局人事担当課が主管する下記の文書の全て<br>・嘱託員が提出した横浜市履歴書（会計年度任用職員用）<br>・嘱託員が提出した資格免許等 様式1 添付資料<br>対象者<br>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 3 特定職員 4 特定職員 5 |
| 文書 2     | 令和2年度<br>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て<br>・対象者が提出した資格免許等 第2号様式添付資料<br>対象者<br>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 4 特定職員 5                                                                                        |
| 文書 3     | 令和3年度<br>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て<br>・対象者が提出した資格免許等 第2号様式添付資料<br>対象者<br>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 6 特定職員 4 特定職員 5                                                                                 |
| 文書 4     | 令和4年度<br>会計年度任用職員の再度任用にかかる下記の文書の全て<br>・対象者が提出した資格免許等 第2号様式添付資料<br>対象者<br>特定職員 1 特定職員 2 特定職員 6 特定職員 4 特定職員 5                                                                                 |

《 参 考 》

# 審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                  | 審 査 の 経 過             |
|------------------------|-----------------------|
| 令和5年10月13日             | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和7年4月3日<br>(第41回第四部会) | ・審議                   |
| 令和7年5月1日<br>(第42回第四部会) | ・審議                   |